

令和元年度第3回

川西市国民健康保険運営協議会
議 事 録

令和2年1月17日（金）

川西市役所 4階 庁議室

川 西 市

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		令和元年度 第3回 川西市国民健康保険運営協議会		
事務局 (担当課)		健康増進部 国民健康保険課		
開催日時		令和2年1月17日(金) 午後2時		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	鎌田満子委員、野原登志子委員、和田和代委員、織田行雄委員、松浦孝治委員、松本昭彦委員、佐々木保幸委員		
	事務局	健康増進部長、健康増進部副部長、国民健康保険課長、保険収納課長、保険収納課長補佐、国民健康保険課長補佐、国民健康保険課主査		
傍聴の可否予定		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		議題 1 令和2年度本係数に基づく納付金及び保険税額等について 2 その他		
会議結果		1 令和2年度本係数に基づく納付金及び保険税額等について説明が行われた。 2 令和2年度保険税の在り方について答申が行われた。 3 今後の予定について、委員に対し説明が行われた。		

会長

それでは定刻がまいりましたので、ただいまより、令和元年度第3回の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、本日の委員の出欠をご報告いたします。藤末委員、樋口委員、土手委員、板東委員、尾野上委員が欠席で他の7名が出席であります。よって、定数の半数を超えておりますので、川西市国民健康保険運営協議会規則第4条に従って、本日の運営協議会は成立となります。

また、本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、荒崎部長より、皆様にごあいさつがございます。よろしく申し上げます。

部長

皆様こんにちは。

健康増進部長の荒崎でございます。

本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

今日の会議は昨年末の会議の時にお伝えをしておりましたように、県の方から本係数に基づく納付額と標準税率というのが、年初めに示されましたので、それに基づきまして、本市における国民健康保険の令和2年度における税率の在り方についてご審議をいただくということをお願いすることになります。その上で、年末に市長から諮問をさせていただいておりますので、ご審議いただいた内容を少し文書にまとめさせていただいて、答申書という形で取りまとめるというところまでお願いしたいというふうに考えております。

内容について、資料に基づきまして担当からご説明させていただきますが、少しお話をさせていただきますと、年末に令和元年度の決算見込みを少しご説明させていただきました。そのときは、おそらく数千万円の赤字というふうな形でご説明をさせてもらっています。これは形式上の決算見込みになるのですが、今回少し決算状況分析をさせていただいて、令和元年度の決算については、前の年度の影響が残っている部分というものを除き、それから今回県のほうから示された納付額の伸び率を勘案した上で少しデータを整理させていただくと、本市の来年度の税率の在り方については、少し厳しい状況かというふうには考えております。

その上で、今日、ご議論いただくことになるのですが、議論の際には、国民健康保険が30年度から、いわゆる広域化になり、県全体での運営になる新しい制度改革のもとでの税率の在り方ということ、それから被保険者負担状況というふうなことを総合的に勘案いただきながら、ご審議いただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長

それでは議事をすすめたいと思います。

まず、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきたいと思えます。私から指名をさせていただきたいと思えますけれどもご異議ございませんでしょうか。

< 「異議なし」 の声 >

会長

異議なしとのことですので、本日の署名委員といたしまして、佐々木委員と和田委員を署名委員に指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議事項第1「令和2年度本係数に基づく納付金及び保険税額等について」を議題といたします。

内容について、事務局より説明をお願いいたします。

国民健康保険
課長

それでは、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。

令和元年度の収支見込みの表でございます。これは前回の運営協議会資料の最新版となっております。平成30年度以降の国民健康保険特別会計の仕組みについては、前回説明いたしましたので、割愛させていただきます。

2、令和元年度川西市国民健康保険事業特別会計の収支見込みについてをご覧ください。

当初予算では約2億6,000万円の赤字を見込んでおりましたが、決算では約2,800万円の赤字を見込んでおります。これは前年度からの繰越金などの影響によるもので、この約2,800万円の赤字については、基金を取り崩すことによって対応することになります。したがって、令和元年度末の基金残高は約9億9,600万円の見込となっております。説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明に対しまして何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続いて説明をお願いいたします。

国民健康保険
課長

2ページをご覧ください。

川西市国保における賦課限度額引上げと法定軽減対象者拡大による影響でございます。

令和2年度の税制改正大綱が閣議決定され、医療給付費分、及び介護納付金分にかかる課税限度額の引上げと保険税の軽減の対象となる所得の基準について引上げが行われることとなります。図の真ん中より少し上にある賦課限度額引上げの内

訳という表をご覧ください。

医療給付費分の賦課限度額が現行の61万円から63万円、介護納付金分が16万円から17万円に引き上げられることとなります。その影響額については、表の上の部分に記載しておりますとおり、約645万1,000円と見込んでおります。

次に下にあります軽減対象者拡大の内容部分をご覧ください。2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を現行の51万円から52万円に引き上げ、5割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に引き上げることとなりました。この影響につきましては5割軽減対象者分で約250万円、2割軽減対象者分で約122万2,000円を見込んでおります。

説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明に対しまして何かご質問ございませんでしょうか。
それでは続いて資料の説明をお願いします。

国民健康保険
課長

3ページをご覧ください。

加入世帯数、被保険者数の推移でございます。この5年間で世帯数加入者数とも減ってきております。特に平成28年の秋には社会保険の適用拡大があったため、28年度から29年度については、被保険者の減少率が大きくなっており、その後も減少傾向にあります。また退職被保険者につきましては、令和2年度以降は対象者全員いなくなる予定であります。

説明は以上でございます。

会長

3ページの説明が終わりました。ご質問ございませんでしょうか。
それでは次の説明をお願いします。

国民健康保険
課長

4ページをご覧ください。

現年度収納額と収納率の推移でございます。

左上のグラフが現年度のすべての区分の一般分と退職分を合計した収納額と収納率でございます。右上のグラフが医療分の一般分、左下のグラフは後期高齢者支援金分の一般分、右下のグラフが介護納付金分の一般分と退職分を合計した収納額と収納率のグラフであり、この数値は次のページで説明いたします、現在の税率で見込まれる保険税額を算出した際に使用した収納率となっております。

収納額につきましては、被保険者数が減り、調定額が減っていることから減少傾向が続いております。収納率につきましては、30年度までは年々向上しておりましたが、31年度には減少に転じております。令和2年度につきましては、31年度と同程度の収

納率を確保できると見込んでおります。

説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

すみません、介護納付金だけ88.2%と、なぜこれだけ低いのですか。

保険収納課長

介護納付金の対象者の方が40歳以上ということになっておりまして、その世代というのがどうしても子育て世代に重なるもので、全体的に収納率が低い状況となっております。

会長

ありがとうございます。

ほか何かございませんでしょうか。それでは続いて資料の説明をお願いします。

国民健康保険

5ページをご覧ください。

課長

令和2年度本係数に基づく本市における納付金及び保険税額についてでございますが、この資料では、納付金から算出した必要な保険税額と現在の税率で歳入が見込まれる額との差額を、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに記載しております。

納付金合計額が仮係数の時と比較して約2,000万円増えておりますが、給付費の見込みが増えたこと、国から示される係数が変わったことによるものです。

まず、1の医療分でございますが、上部に記載しております納付金額は、31億6,884万4,022円となっております。この納付金額から必要な保険税額を算出するために、納付金額に保健事業費など納付金額とは別に歳入が必要なものを加えるとともに、県繰入金など税以外に歳入が見込まれるものを控除した金額を算出いたします。その額が④の25億3,684万9,133円でございます。

次に、現在の税率で見込まれる保険税額等との差額ですが、⑤の現在の税率で見込まれる調定額につきましては、市で見込んだ所得や被保険者数、世帯数をもとに算出した結果、19億2,611万7,719円となっており、その額に収納率の見込みである93.3%を掛けた17億9,706万7,830円が保険税の見込みとなります。

その額に低所得世帯の軽減制度で減額した分を補てんする基盤見込み額や条例減免補てん分を加えた合計である、⑦の21億3,571万2,058円が現在の税率で見込まれる保険税額等となります。その額と必要な保険税との差額は、4億113万7,075円のマイナスとなっております。

ちなみに、現在の税率で見込まれる保険税額につきましては、先ほど説明いたしました賦課限度額の引上げや軽減対象者拡大を反映した数字となっております。

次に資料右側の2の後期高齢者支援金分でございますが、納付金額は10億121万

2,975円となっております。「必要な保険税額」を算出するために、医療分と同様に、調整項目を調整した結果、必要な保険税額は8億8,467万5,343円となっております。

一方で、現在の税率で見込まれる保険税額等を算定した結果、保険税見込額と基盤見込額、条例減免分補てん額の合計で8億1,773万7,023円となっております。その額と必要な保険税額との差額は、6,693万8,320円のマイナスとなっております。

7ページをお開きください。

こちらは介護納付金分でございますが、納付金額は3億3,179万433円となっております。「必要な保険税額」を算出するために、医療分や後期高齢者支援金分と同様に、調整項目を調整した結果、必要な保険税額は2億8,046万246円となっております。

一方で、現在の税率で見込まれる保険税額等を算定した結果、保険税見込額と基盤見込額、条例減免分補てん額の合計で2億4,705万8,655円となっております。その額と必要な保険税額との差額は、1,620万3,259円のマイナスとなっております。

これらの結果、現在の税率で見込まれる保険税額と必要な保険税額の差については、医療分、支援金分、介護分全体で4億8,427万8,654円のマイナスとなっております。このマイナス部分を埋めるために、次の議題であります、令和2年度の保険税率の在り方についてでご審議いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは続いて資料の説明をお願いします。

国民健康保険
課長

それでは、7ページをご覧ください。

これは納付金と保険税における収支を表したイメージ図になります。この図では、縦軸で一人当たりの納付金額を示しております。また、納付金を賄うための現行税率のラインを二重線で表しています。

平成30年度の欄をご覧ください。平成30年度の一人当たり納付金額は、過去の精算や激変緩和措置をする前は、一番上の点線部分となりますが、県域化される前の給付費の精算分として、本来本市に追加交付されるものが、矢印の精算分のとおり、精算分としてそのまま納付金額から差し引かれますので、一人当たり納付金額が下の点線部分まで引き下がります。ちょうどこのラインが現行税率のラインとなります。さらに、激変緩和措置が入っておりまして、最終的に確定した納付金は、一番下の太線部分になります。

したがって、現行税率である二重線との間、この部分については黒字となっております。

令和元年度の欄をご覧ください。

令和元年度は平成30年度とは逆で、地域化される前の精算分として返還する部分があり、図の中で精算分として上に上がっている矢印、これが返還する金額として納付金に上乘せされることとなりますが、激変緩和措置が入ることによって、太線部分まで引き下げてくれております。ここが、この太線のラインが確定した納付金額となっておりますが、過去の精算部分をすべて消されているというわけではございません。県としては、太線部分までは納付金を納めなさいということになります。言い換えると、ここまでしか激変緩和措置が入らないというラインになります。そしてこのラインまで税率を引き上げると収支が整うということになります。

そこでこの現行税率と太線のラインこの差額につきましては、3億円を超えるというふうに見込んでおります。

ここで現行税率との差について、①②③に分けております。

①については、先ほど説明させていただいたとおり、過去の精算分として上乘せされる納付金のうち、激変緩和措置で引き下げきれなかった部分、③の部分については、平成30年度においては、過去の精算分で賄っておりましたが、本来は税収で賄うべき部分になります。

したがって、②の部分が平成30年度から令和元年度にかけての一人当たり納付金の伸びになります。これは、自然増の部分と思われれます。

令和2年度の欄をご覧ください。

令和2年度は地域化されて3年目となりますので、過去の精算が終了した状態の納付金となります。一人当たり納付金額は令和元年度と比較しまして約3.8%増加しております、金額にいたしますと、この図にありますとおり1億4,000万円になります。これが、自然増の部分となります。

この太線と現行税率、二重線との間の差額、これが4億9,000万円となっております。この4億9,000万円が先ほど説明させていただきました本係数に基づく収支不足になります。

このように一人当たり納付金額が年に3%程度自然増となっている状況の中では、現行税率のラインをなるべく早く太線の部分まで引き上げない限り、赤字が累積していくこととなります。

一方で、基金を取り崩して、保険税の改定率を押さえるという方法もありますが、基金で賄った部分については、基金を投入した年度にしか影響しません。

つまり税率のラインは上がっておりませんので、その部分については、いずれ税率改定が必要になるといった仕組みです。

ここで資料の12ページをご覧ください。

これは近隣市の標準保険料率を比較したものです。標準保険料率は県が納付金を賄うために標準となる保険料率を算出したものとなります。

次に11ページにお戻りいただけますでしょうか。

この表は、実際、料率というのが、所得割であったり、均等割であったり、平等割であったり、しかもそれが医療分と後期高齢者支援金分と介護分に分かれておりますので、なかなか比較が難しいということでもありますので、所得割、均等割、平等割、これについては、介護納付金分を除いて、医療給付費分と後期高齢者支援金の合計で出しております。

金額につきましては、川西の平均課税所得、これが83万7,117円ですので、この所得であって、被保険者が二名であると、そういう世帯を想定して、標準保険料率、現行保険料率で集める保険税額、これを比較しまして、標準保険料率と比べてどうなっているかというのを示した表になっております。まず、平成30年度の欄を見ていただきたいのですが、川西の場合、所得割の現行の税率が9.39、これは先ほど申しあげたとおり、医療給付費分と後期高齢者支援金分を足した所得割になります。均等割が37,000円、平等割が28,600円となりますので、先ほどの例でいきますと、年間の保険税が18万1,205円となります。これが、県が示す標準保険料率で計算しますと18万870円ということで、川西市の現行税率の方が若干このケースだと高くなります。

ところが令和元年度になりますと、川西の現行税率で計算しますと18万1,205円と同じ金額になるのですけれども、標準保険料率で計算をしますと19万2,200円に上がっていると。差額が1万994円ですので、この時点で川西の現行税率が県の示す標準保険料率を下回ってきました。今回示された本係数での標準保険料率ではさらにその差額が広がっているということです。要するにどこの市町もこの標準保険料率は毎年毎年上がっています。結局、一人当たり納付金額につきましても毎年毎年3%上がっておりますので、そういった意味では、一人当たりの納付金が上がっているということです。一人当たりの税率、それも一定上げる必要があるのではないかと、そういうふうに考えております。下の宝塚市のケースですが、宝塚市のほうは、平成30年度、標準保険料率より黒字、令和元年度に少しマイナスになってきたという形で、川西より1年、少し遅れている形で標準保険料率を下回ってきていることとなります。三田市につきましては、10ページに記載しているのですけれども、平成30年度、令和元年度連続で引上げをしているのですけれども、30年度引上げをした状態であって、1,907円標準保険料率を上回っています。ところが令和元年度は税率改定をしたのだけれども、6,385円標準保険料率を下回っています。そして令和2年度は改定があるかまだ分からないのですけれども、さらにそれが広がっていくという形になっております。

10ページのほうになるのですけれども、川西市の場合は、平成27年度に税率改定を行っております。そのあと宝塚市が平成29年度税率改定を行っておりますので、そういった形で少しずつ遅れて標準保険料率を下回る状態が出てくるのかなと考えております。

三田市につきましては、平成20年度から、引上げを行っておりませんでしたので、

平成30年度から31年度と連続で税率改定をしているという形になっていると思います。

標準保険料率というのは、もともと、限度超過額が控除されていないということになりますので、低めに算出される傾向にあります。ですので、この標準保険料率、納付金を納めるために県が示す標準的な保険料率、ここになるべく早く到達するというのが必要ではないかと考えております。

資料の7ページをご覧ください。

先ほど申しあげましたとおり、令和2年度の赤字4億9,000万円を、基金を入れて税率改定を先送りにすると、基金が足りなくなったときに大幅な税率改定をせざるを得ないという状況になります。

ですので、できるだけ早く税率改定を行う、この太線の部分にできるだけ早く近づけていく必要があると思われま。

それでこの改定の方法なのですけれども、今、二重線の一番下のラインにある現行税率から、この一番太線の部分、ここまで一気に上げると20%を超える税率になります。ですので、それは、あまりにも現実的ではございませんので、この自然増している部分、例えば令和2年度言えば、1億4,000万円。この部分について、あるいは令和3年につきましては1億2,000万円、この自然増している部分については、その年度の税率改定で賄って、そして、令和元年度に本来上げておくべき、この令和元年度の太線の部分、この部分まで税率を上げるということにつきましては、複数年度にわたって税率改定を行っていくという案を今考えております。

資料の8ページをお開き願いたいのですが、今の赤字、例えば令和2年度で言えば4億9,000万円。この赤字をですね、令和2年度に自然増する1億4,000万円、この部分をまず税率改定した場合ですけれども、令和2年度に見込まれる保険税額、これで算出しますと、4.74%の税率改定をすると1億4,000万円が解消できるとなっております。そして、先ほど申しあげました3億5,000万円、この赤字部分を3年間、令和2年度に1億2,000万、3年度に1億2,000万、4年度に1億1,000万と、3年間で解消するとした場合、それぞれの年の保険税額で見込んだ場合ですけれども、4.06%、4.27%、4.13%という税率改定になります。ですので、この二つ、自然増する部分、過去に税率を上げなかった部分、これを合わせた税率改定としましては8.80%という試算をさせていただきます。このケースでいきますと、令和2年度、3年度、4年度それぞれ8%の税率改定。これは、過去に上げられなかった税率部分を3年間で解消しております。ただ令和4年度末にはその対応分が終わりますので、令和5年度からは、自然増の部分だけの税制改正となります。この場合でしたら、基金の残高につきましては6億5,000円ということで、半分以上の基金をまだ残すことができるということになります。ただ、やはりこの8.8%というのもかなり高い、もう少しならかにできないかということをお考えましたところ、この3年間で補てんするというのを、4年間で8,750万円ずつ、4

年間で解消した場合どうなるかというのを試算した結果、この結果を事務局案という形にさせていただきたいと思っております、説明をさせていただきます。

令和2年度の自然増加分につきましては1億4,000万円、この改定率は4.74%ということで、さっきの上の表と全く同じです。8,750万円を税率改定すると2.96%となりまして、合わせると7.7%という形になります。このようになりますと3億5,000万円ある赤字の部分ですね、税率改定で8,750万円を解消しておりますので、基金を2億6,250万円取り崩すこととなります。ですから、基金残高は7億3,347万5,000円となります。

令和3年度につきましては、自然増する部分、これを1億2,000万円と見込んでおりますので、その部分の税率改定が4.27%、8,750万円を税率改定しますと3.11%となりまして、7.38%、合計すると7.38%の税率改定となります。

令和2年度、3年度、過去に税率を上げられなかった部分については、引き上げた部分は基金の取崩しが減りますので、令和2年度は2億6,250万円で、令和3年度は1億7,500万円に減るという形で最終的に5億5,847万5,000円の基金が残るという形になります。こういった形で早目に赤字部分を解消すると基金が残っていくということになっております。

そういった形で令和5年度末までに解消を終えると、基金の方が4億7,097万5,000円残るということで、先ほどの例と2億円弱違ってくるということになっております。

また7ページのほうに戻っていただきたいのですが、一人当たり納付金が毎年上がっているという状況の中では、この税率をどうしても上げざるをえない、そしてその上の太線部分、ここまで税率を上げて初めて解消されることとなりますので、そこに上げるのをやめてですね、基金を入れても、基金を入れた部分については、税率改定が行われないので、その上がらない部分が翌年度にも、赤字として乗ってくるという形になりますので、どこかのタイミングで、太線に持っていかなければならない。それをいきなりやると、20%を超える税率改定となりますので、そこはなだらかに複数年でやっていきたいということになりますので、この過去の部分につきましては、4年間で解消していくという、この案で試算した結果なのですけれども、それが9ページに記載している税率の改定案になります。この税率の改定案というのは実際に保険税のシステムをきっちり回しまして、理論上の話ではなくて、保険税率の改定率がいくらになるかという形で算定した結果、7.53%になっております。これが実際の改定率になります。つまり、先ほどの表、8ページの表には、7.70%と書いておりますけれども、それは実際システムを回し計算した結果7.53%、これが正しい改定率になるということです。説明は以上になります。

令和2年度の税率改定につきましてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

ただ今説明していただいたのですが、委員がすべてお分かりいただけたと思えな

いのですが、ご意見質問等よろしくお願ひします。

委員

まずはその改定案の議論の前に、10ページで示していただいています他市の状況ですけれども、猪名川町ですとか、尼崎市というのは税率改定で引下げという選択をされていますけれども、こういった引下げをされている他市の背景といいますか、財政上の問題から可能であったのか、それとも財政上は本市と同じ非常に厳しい状況なのだけでも、やっぱり施政方針としてこういった方向性を出さないといけないのか、そのあたりちょっと見えないのでご説明いただけたらと思います。

国民健康保険
課長

猪名川町、尼崎市につきましては、基金をかなり多く持っているという状況です。また、標準税率の下回ったときから急に赤字が累積していきますので、現状では、標準税率を上回っている状態、そこで、基金をたくさん持っているという状況になっているので引下げという判断されるというふうに考えております。

会長

ほかに何かございませんか。
9ページに出ております一人当たりの税額が7,324円平均で、上がるということですね。

国民健康保険
課長

はい。一人当たり7.53%あがるということです。

会長

金額にすると平均で7,324円ということですね。

国民健康保険
課長

そうです。

委員

収支の数字と今後の予想をシミュレーションしていくと、もうなかなかこうせざるをえないというような方向性で、私もそう見えてくるのですが、もう半面考えますと、今委員長からもありましたように9万7,260円が10万円超えてしまうのですね。これがおそらくこう上がっていくというシミュレーションで一定やっぱり市民一人一人の実感ですとか生活ですとか、私はそこに目がいきまして、市の財政を考えると、こういう数字の選択しかありえないだろうかとは思いますが、やっぱりこの金額を支払う市民がどういう中でといいますか、もちろん軽減措置がありますから、かなり厳しいご家庭は軽減で対応される部分があると思うのですが、多くのその中間的な層というのはやっぱり10万円超えていくと厳しい生活が強いられるのではないかと。まずそのあたりのところ、リサーチされて、理解されているかというところとちょっと言葉があれなのですけれど

も、されているのかというあたりが議論の材料として必要になるかと。そのあたり少しお願いします。

国民健康保険課長 先ほど申しあげましたとおり、いつかのタイミングで税率を上げないとだめだという現状がありますので、そこを上げていくという形になります。
当然納付の状況が厳しくなってくると思いますので、その部分につきましては、丁寧な対応で何とかお願いするような形になると思っています。

部長 今課長も申しあげておりますとおり、状況からすると2年度は厳しい状況であるかと。その上で上げ幅とか、上がる税額によってはおっしゃったようにかなりの負担になりますので、その負担率が大きいところについては、私もしんどくなるだろうと考えております。ただ、今の国保の制度を言いますと、その給付費全体を県全体の中で按分したものが出てくるという中で、市としては今この示されたものを納めるために税率設定をさせざるを得ないという状況の中で、それがこの先もずっと続くということで、それこそ、こんな負担の在り方はどうなのかというふうなところになれば、それも県全体として根本の制度の在り方、あるいは国の負担の在り方みたいなところの議論になってくるのかなというふうに考えております。

委員 この一人当たり賦課額というのは当然1年間の額ですよ。ただ、これ、世帯というか税額を請求するといいますか、月々支払っているわけですよ。

部長 年間9期です。

委員 保険料というのは月々支払うのですよね。

国民健康保険課長 7月から3月の9回です。

委員 何ヶ月分ですか。

国民健康保険課長 1年分を、9回で割っております。

委員 ということは、その人には9万7,000円とか10万円という額の通知がいくわけですね。

国民健康保険 いきます。

課長
委員

9回で割るから1回分こうなりますというのがいくのですね。となると、やはりおっしゃったとおり9万円、10万円というのはちょっとえっと思いますよね。月割りにしたらそんなに変わらないからいいのかなと思ったのですが、年間これだけですよという部分がいくなのだったら、やっぱりちょっと大きいですよね。9万5,000円から9万7,000円ぐらいだったらまああれかなと思っても、桁が一つ違うとすごく増えた感がありますよね。

会長

何かございませんか。

今の制度からいうと、こうせざるを得ないというのもよく分かるのですが、先ほどおっしゃったとおり10万円を切ると切らないでは全然感覚が違いますので、それは確かに見た感じはあるなと思いますね。

委員

質問でも意見でもないですが、率直な感想的なものなのですが、昨年度の資料をちょっと見せてもらっていて、去年、この会議ではかなり黒字も出ているので今年度はこの税率でいきましょうという結論になったと思うのですね。その時点で今年この資料を見せてもらう部分で、精算分とか激変緩和とかいう部分が上乘せされてきているといった話が、その時点でしておられたのかとかいうか、その辺の記憶が全然曖昧なのですが、何かやっぱりこの会議で自分が参加していて、こういう状況が、そのときにあったということが把握しきれなかったもので、今後についてもこうやって3.8%の自然増が見込まれますみたいな話もある中で、これから先のことを考えたときにね、また今回のような、去年は全然税率が改定されなくて、このままいくのだと安心して、これで川西市の状況はそんなに悪くないかなというふうに思っていたら、次の年になったら結構大きな額が出てきてるといふあたりがね、何かこう、すごく先を見通すというのは難しいと思うのですけれども、何か、どういうところをこの場でしっかり見ておけばいいのかというのも、ここでみんなで見て、お話し合いをしてもそれでどうか変わるというふうではないのかもしれないですけど、何か自分の感覚の中で、去年との違いに愕然としているようなことがあって、やっぱり月々の納付額とかも見えていくと、やっぱりさっきからおっしゃっていただいているように、やっぱり大きな額にはなっているのだなというのは、すみません、まとまりのない話なんですけど、感想的なところで、そんなふうに今思っています。

この3.8%の自然増していくというのはもう将来的にも変わらないというか、見込まれるということなのですよ。

国民健康保険
課長

そうですね。

今言われたように、去年の段階ではまだ制度が始まったばかりというところで、30年度の黒字が一体何なのかと、令和元年度がどんなふうになるのかというのがまだ分か

らなかったという状況の中で、実際、平成30年度は、過去の精算分、そういったものが入ってきたことによって納付金額が下げられているのだと、さらにその当時激変緩和措置というのが入っておいりましたので、その分が黒字になっているのだと。逆に令和元年度はもらうのではなくて返さないといけない。過去の給付費でもらっていた交付金を返さないといけないということで、その返す分というのは、過去の方でありますので、納付金にそのまま乗ってくる。乗ってくるのだけれども、激変緩和措置が入って下げられるのだけれども下がりきれなかった、そういった部分があるという、この状況はなかなか見えにくかったというのがあるかと思います。ちなみに令和2年度につきましては、激変緩和措置が入っていないのです。ちょっと川西のこの率の上のところ、川西に今きている納付金額よりちょっと上のところまでだったら県は激変緩和措置で下げられるのですが、川西はちょっとそれを下回っているという状態。それで令和元年度までですべての精算が終わっておりますので、実際は令和元年度から令和2年度のこの3.8%という上がり幅が過去の精算も何もない状態、自然的な増であると見込んでおりますので、そこまでは去年の段階では見込めなかったということです。

委員

広域化になってね、初めてというか、ある程度してきて初めてわかったこともあると思うのですが、私長いことこっちにいますけども、一時ずっと上げないで、上げるとき10何パーセント上がったことがあったのです。それも洒落にならないというか、確か14.5%上がったと思うのですが、上げないで上げないで、上げるとき10何%上げるというよりは、もう皆さんたぶん保険料が上がるということは薄々気づいてはると思うのです。医療費とそれから給付金の関係とか、国保財政がどうなっているか皆さん薄々気づいていると思うので、上がるのは仕方ないのかなというのは根底にはあると思うのですね。もしそれでしたら、この間みたいに10何%一度に上げますとかいうやり方ではなくて、なるべく上げ幅を小さくするほうが私自身もいいと思います。その何年かに1回10何%上げるよりは、一律3%、4%ずつ上げるほうが、あんまり上がった感がしない。もちろん上がった感はあるのですが、10何%上がるよりは上がった感がしないのではないかなというふうには思います。

会長

委員がおっしゃっているのは今事務局が示されている4年間でという案ですね。

委員

なるべく一度に上げないで少しずつ上げた方が上がった感が抑えられるのではないかなと思います。皆さん上がることは分かってらっしゃると思うのですよ。

会長

確かに去年と今年の違いは見ますけれども、2年前との違いはなかなかね。

要は先ほど言われましたけれども、7ページの、要は30年度、本来はこの点線部分が本来の納付金であったので、令和元年度はちょっと少なくなっているこの点線の部

分が入るということですね、実質的には、毎年ちよつとずつ上がってきているというその傾向は全然変わってないということですね。

国民健康保険
課長 そうです。

委員 こういう状況というのは制度が変わったことによって起こっているというよりはもう、以前のやり方でも、年齢層であつたり収納率とかそういうものを勘案した時にはあまり大きな差はないのですか。

国民健康保険
課長 実際これは県が給付費を見込んでそれを各市に納付金として割り振ってくるのですが、この給付費自体、一人当たり給付費の方も毎年毎年上がっていると。そこには国から入ってくるいろいろな交付金などもあるのですけれども、そのベースとなるものにつきましては6%上がったという形になっておりますので、そこを納付金で賄わなければならないと、一人当たり納付金の方も毎年3%は上がってはいるという状況になっております。

委員 こういう計算になると致し方ないから出してこられているわけで、仕方ないのでしょうね。

委員 とても個人的な意見なのですが、こういうふうにして、保険料が上がるのは仕方ないなと今日聞いて思うのですが、それプラス、お医者様からいただけるものが、例えば、貼り薬を個人で、薬局で買ってくださいとか、そういうような課せられるものが、何かテレビなどでも見ているので、保険料が上がる、プラス個人的なこれまでお医者さん行っていたお薬みたいなものが、薬局で自分で調達してくださいとなったら、保険料以外に使うお金というのがプラスされるので、個人個人の家では負担がすごく。例えば私なんか脊柱管の狭窄症の手術をしているから、どうしても冬場になったら、貼り薬が必要なのですね。なるべく夏とかはもらわないようにして、先生結構ですとか、我慢できるからいいですとか言っていますが、中にはそんなに痛くないけどお医者さんにがばつともられて余っている人とか、そういう人も無きにしも非ずといったことも聞きますので、やっぱりそういう意識から変えていかないと、保険料というのは軒並みぐっと上がってくると思うので、市民の意識をここで変えていかないといけないので、広報なんかでそういうことの積み重ねで毎年保険料が上がらざるを得ないのだというところをちよつと、いやなことだと思うのですけども、わかっただけというふうにしていって、出るお金を少なくしていくというのも市民の意識を変えて保険料をぐっと上がらなくすることも、意識を変えていくというのを広報するもの一つの手立てかなと思

いました。

会長

確かに一人当たりの医療費が上がっている部分で、高くなっている部分が大きいと思うので、要するに医療費が抑えられれば、人口の減、加入者の減は致し方ないと思うのですがおっしゃるとおりだと思います。

委員

広報でよくされている体力づくりに参加される人々を多く募集できたらなと思っていて、全体の体力づくりとか、医療に関する意識とかを市民の方に認識いただける広報をしていただけたらよいのかなと思っております。

会長

ほかに何かございませんか。

委員

初歩的な質問に戻って恐縮ですけれども、基金についてもう一度お聞きしたいのですけれども、基金というのはどういう性格のもので、取り崩すというのが前提になっているのですけれども、基金を充足させていくという方向性は考えられないのですか。

国民健康保険
課長

例えば県が納付金を割り振るときに、人口、川西の被保険者数に応じて割り振ってくるのですが、県がそれを見込んでくる、その県が見込んだ被保険者数よりも、川西市の被保険者数の減りが大きくなると、実際、川西の被保険者数は減っている、そこで集める保険税も減るのだけれども、納付金はそんなに減っていない。県全体の人口比率によってですね、実際の減少率と県全体の減少率によって変わってきますので、そういったところで、人数が思ったよりも少なく見られなかったとか、あるいは、給付費、病気が流行って急に給付費が伸びた場合ですね、今、給付費につきましては、県が全部みてくれますので、仮にその当該年度急激に上がったとしても、県が全部見てくれることになりますけれども、その部分が翌年度の納付金に乗ってくる可能性があります。となると、今の現行税率では、その部分が急に納められなくなるということがあったときなどは、基金を入れて、その部分を解消する。それは現行の一般的な納付金が現行税率で賄えている場合は、一旦そういった激変的なものを基金で緩和すると賄える。ただ、今の川西の現状というのは標準的な保険料率をかなり下回ったところにおりますので、ここの差額というのは、この現行税率を上げない限りずっと累積していくと形になります。そういった場合は、この基金を入れてしまうというのは、税率改定を先送りしているということになります。

委員

基金を増やしていくことは不可能なのですか。

部長

基本的には私どもが今持っている基金ですけれども、一つは30年度から国保制度

改革となるときに、国の方が公費を充足して入れています。そういったことによって財源が少しできますので、それを今後の運営のために基金に積んでいるということがあります。それから川西は、国から補助金をもらうために経営努力をするということで、通常より多く補助金をいただいていたという部分で少し制度改革になる前の28年29年あたりは黒字になっている部分がありましたので、そういう部分がまだ残っていた分を基金に積んでいるということで、ただ、今後については、ここに示しておりますように税率を上げないといけない状況が続きますので、そういったその黒字部分が出てくるという要素が今のところ想定ができないので、増やすということはちょっとなかなか難しいのかなと思います。

委員

結局何が言いたいかというと、やっぱり市からその基金に対して繰り入れしていくことは不可能なのかという、結局、前の繰入金、法定外の繰入金に繋がる部分の議論なのですけれども、それは難しいのですか。

部長

おっしゃるとおりでありまして、以前、この広域化になる前は、市の方が税率アップを抑えるために市、いわゆる一般会計、国保ではない市民の人も含めた、いわゆる一般的な税金を納めていただいた部分を財源として投入したというのがあります。ただ広域化になりますと、絶対できないかと言われたら、そうでないかもわかりませんが、仕組み上はそれをすると、その分、その時は助かりますが、さっきの議論ですけれどもその分税率の改定が遅れますので、ゆくゆくはそれがどこかでしわ寄せと言いますか、つけが残ることになりますので、その分が先々の人たちの税率としてどこかで埋めないといけないということになります。

会長

ほかにご質問はございませんでしょうか。

だいたい出尽くしたようでしょうか。今のお話し聞いていましたら、税率改定やむなしということで、方向としてはですね、これは致し方ないということに思われますので、この場で答申させていただいてよろしいでしょうか。

それでは答申に移らせていただきたいと思います。今いただきました、委員の要望を踏まえた上で、答申案の作成を私の方でさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

会長

ありがとうございます。

それではこれから答申案の策定をいたしますので、しばらくの間休憩いたします。

休憩

<答申案の作成>

再開

会長

お待たせいたしました。それでは答申案を朗読させていただきます。

令和2年1月17日

川西市長 越田謙治郎 様

川西市国民健康保険運営協議会 会長 松本 昭彦

令和2年度川西市国民健康保険税率等について（答申）

令和元年12月16日付諮問第1号で諮問のあったみだしのことについて、審議の結果、下記のとおり答申する。

令和元年度の本市国民健康保険事業特別会計の決算見込みは、前年度からの繰越金などの特殊な要素を除いた実質的な収支は約3億円を超える収支不足となる見込みであり、その構造的収支不足部分に被保険者一人当たりの伸び率を見込んだ納付金の増額分を加算した令和2年度の合計の収支不足見込み額は約4億9千万円となっている。

当協議会としては、国保制度改革後の国保財政のしくみや市の国民健康保険財政の現状、近隣他市の状況などについて確認したうえで、国民健康保険を取り巻く状況を総合的に勘案し、令和2年度の収支不足額への対応を踏まえた税率の在り方について審議を行ったところである。

その結果、国保制度改革後にあっては、国民健康保険事業基金を活用しつつ、できるだけ早期に本市の税率を県が示した標準保険料率に近づけていく必要があることから、一人当たりの伸び率を見込んだ納付金の増額部分については税率改定により対応し、令和元年度における構造的収支不足部分については基金からの繰り入れと税率改定によりその不足部分を令和5年度までで解消することを見据えて、令和2年度の税率を設定する必要があると考える。

非常に厳しい社会環境の中、多くの社会的弱者が加入する国民健康保険における税率改定は慎重に検討する必要があることを考慮したうえで、将来の国民健康保険事業の運営を考えた場合、次のとおり改定することもやむを得ないと判断する。

1. 基礎課税額の税率等

所得割額の税率は100分の7.78に、被保険者均等割額は29,000円に、世帯別平等割額は20,800円に改定する。

2. 後期高齢者支援金等課税額の税率

所得割額の税率は100分の2.76に改定する。

3. 介護納付金課税額の税率

所得割額の税率は100分の2.69に改定する。

4. 今後の対策について

国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、次の点について要望する。

(1) 今回の改定は、被保険者に多大な影響を及ぼすため、国保や市の財政状況も十分に説明し、実施に当たっては被保険者の理解が得られるよう周知を図ること。

(2) 医療給付費の抑制には、病気の早期発見・早期治療・重症化予防や、健康に対する意識の向上が必要だと考える。しかし、川西市の特定健診の受診率はまだまだ低い状況にあるため、受診率の向上を図るとともに、健康や医療費節減に対する広報に努めること。

(3) 現在の国の財政支援だけでは不十分と考えられるため、国、県に対してさらなる拡充を要望していくこと。

会長

以上です。それではこちらにつきまして、何かご質問、ご意見等ございませんか。いただいたご意見は入れております。

特にご意見がないようでしたら、採決は挙手で行いたいと思います。運営協議会の規則を見ますと、委員の半数が出席し、その過半数の賛成で成立いたします。本日は私も含め、7人の委員が出席しておりますので、過半数の賛成で成立いたします。

それでは、この答申案について賛成の方は挙手をお願いします。

<過半数の賛成>

ありがとうございます。

本日出席いただいたすべての委員から賛成をいただきましたので、これをもって決定といたします。

それでは、これからこの答申案の内容で答申書を作成し、答申を行うことにつきましましては、本協議会終了後に私の方から行うということで、ご一任いただけますでしょうか。

<「異議なし」の声>

ありがとうございます。それでは、本協議会終了後に、私の方で答申を行ってまいります。それでは、部長よりひとことお願いいたします。

部長

皆さん本日はお忙しい中ご出席いただきまして、また慎重にご議論いただきましてありがとうございました。

いただきました答申につきましましては、先ほど会長からお話ありましたように、私の方から、市長の方に報告をさせていただきます、それを尊重させてい

ただきながら、来年度に向けた税率の在り方につきまして、市の中でもう一度協議をさせていただくということで、それを条例改正あるいは予算反映してという形になりますので、いただいたご意見をしっかりと尊重しながら、市長と協議してまいりたいというふうに考えております。本当にありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

委員の皆様には大変お忙しい中、慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。以上で答申について終わらせていただきます。

次に協議事項2、「その他」についてですが、皆様何かご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、閉会にあたりひとことごあいさつを申し上げます。

本日は、令和2年度の税率改定につきまして、委員の皆様の活発なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和元年度第3回川西市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。